

議案第 25 号

松阪市介護保険条例の一部改正について

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「35,856 円」を「36,342 円」に改め、同項第 2 号中「39,840 円」を「40,380 円」に改め、同項第 3 号中「47,808 円」を「48,456 円」に改め、同項第 4 号中「67,728 円」を「68,646 円」に改め、同項第 5 号中「79,680 円」を「80,760 円」に改め、同項第 6 号中「99,600 円」を「100,950 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号中「103,584 円」を「104,988 円」に改め、同項第 8 号中「115,536 円」を「117,102 円」に改め、同号ア中「190 万円未満」を「210 万円未満」に改め、同項第 9 号中「147,408 円」を「149,406 円」に改め、同号ア中「300 万円未満」を「320 万円未満」に改め、同項第 10 号中「155,376 円」を「157,482 円」に改め、同項第 11 号中「175,296 円」を「177,672 円」に改め、同項第 12 号中「191,232 円」を「193,824 円」に改め、同項第 13 号中「207,168 円」を「209,976 円」に改め、同項第 14 号中「223,104 円」を「226,128 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「19,920 円」を「20,190 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「19,920 円」を「20,190 円」に、「31,872 円」を「32,304 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「19,920 円」を「20,190 円」に、「43,824 円」を「44,418 円」に改める。

第 8 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する」を削る。

附則中第 10 項を第 13 項とし、第 7 項から第 9 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の見出し及び 3 項を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 7 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 8 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 9 第7項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松阪市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。